

# 子ども条例について

平成26年9月1日

郡山市

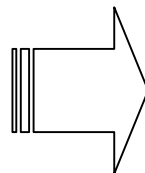
# 1. 自治体における子ども条例

国連

「児童（子ども）の権利に関する条約」  
(1989年国連総会で採択、日本は1994年に批准)

- 差別の禁止
- 子どもの最善の利益確保
- 生存・発達の権利
- 子どもの意見が尊重される権利

等



自治体における【子ども条例】

身近な生活の場である自治体において

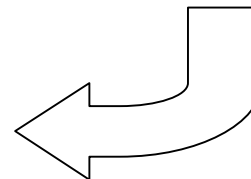
- ・子どもが安心して相談できる場所や人
- ・子どもの救済・立ち直りの支援の仕組み

等

制度化の根拠を定める必要性

子どもオンブズパーソン制度の検討

⇒子どもの利益・権利の擁護・促進を目的とする独立した公的第三者機関



## 2. 条例制定までに想定される必要な取組み等

### (1) 市民の参加

審議する委員会⇒子ども・子育て会議 等

多数の市民の意見や要望を受ける⇒市民アンケート、パブリックコメント 等

### (2) 子どもの参加

当事者による検討機関⇒子ども委員会 等

多数の当事者の意見を聞く⇒学校等での聞き取り、アンケート 等

### (3) 市役所内の体制

部局横断の連携体制⇒庁内検討委員会 等

### 3. 他市の事例（札幌市）

#### （1）条例の概要

①名称 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」

②条例が目指すもの

- ・ 自立した社会性のある大人への成長
- ・ 子どもの視点に立ったまちづくり
- ・ 権利の侵害からの救済
- ・ 子ども条例の種類

③条例の特徴

- ・ 子どもにとって大切な権利
- ・ 生活の場における大人の役割
- ・ 権利を総合的に保障する仕組み

## (2) 条例制定までの経過

| 時期           | 項目                                                             |
|--------------|----------------------------------------------------------------|
| 平成 15 年 7 月  | 市政方針「さっぽろ元気ビジョン」発表<br>条例制定に取り組むことを明記                           |
| 平成 17 年 4 月  | 「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」発足<br>高校生、公募市民 25 名                        |
| 平成 18 年 2 月  | 「札幌市子どもの権利条例子ども委員会」発足<br>小学生～高校生 32 名                          |
| 平成 18 年 7 月  | 条例素案に対するパブリックコメント実施<br>大人・子どもを併せ 3,504 人から意見が寄せられる             |
| 平成 19 年 2 月  | 「札幌市子どもの権利に関する条例案」議会へ提案<br>否決（市民への理解が不十分）                      |
| 平成 19 年 6 月  | 市政方針「さっぽろ元気ビジョン 第 2 ステージ」発表<br>条例の早期制定を目指すことを明記                |
| 平成 19 年 8 月  | 「札幌市子どもの権利条例検討会議」設置<br>当初条例案に対する修正の考え方、救済機関設置に関する審議            |
| 平成 20 年 2 月  | 第 2 回パブリックコメント実施<br>大人・子どもを併せ 383 人から意見が寄せられる                  |
| 平成 20 年 5 月  | 「札幌市子どもの権利に関する条例案」議会へ提案<br>継続審議（さらに慎重な議論が必要）                   |
| 平成 20 年 11 月 | 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」定例市議会で審議<br>可決                       |
| 平成 21 年 4 月  | 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」施行<br>「札幌市子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）」開設 |

### (3) 実際の取り組み

#### ①子どもの権利救済機関

##### 「子どもアシストセンター」

子どもの権利について専門的な知識や経験を持つ子どもの権利救済委員を中心に、相談員や調査員が問題の解決に取り組む。

#### ②子どもにやさしいまちづくりの推進

##### 「子どもの権利に関する推進計画」

子どもが安心して暮らし、自立した大人へと成長することができるよう、子どもの権利が保障された子どもにやさしいまちづくりを進めるための総合的な推進計画

#### ③子どもの権利委員会

札幌市の子どもに関わる施策について、子どもの権利の観点から調査や審議を行う。委員は子どもに関わる分野の専門家などから選ぶほか、15歳以上の市民から公募する。